

西荒屋小学校ホームページ作成と公開に関するガイドライン

内灘町立西荒屋小学校

1. 規定する範囲

本ガイドラインは、内灘町立西荒屋小学校（以下本校）で作成し、web上で配信される諸情報のデータを作成・公開するための手続きを規定するものとする。また、内灘町のインターネットの利用に関する規定に準拠する。

2. 本校ホームページの目的

- (1)本校の教育活動を、地域や保護者に公開し、情報を提供する。
- (2)本校の教育活動についての理解を促すために、学校の実践・創造的活動内容を公開する。

3. 本校ホームページの管理者

運用者は校長とし、掲載された情報に責任を負う。

4. 本校ホームページの運用者

運用は本校ホームページ作成者、確認者を含む全ての職員とする。その運用の中心を情報担当が担う。

5. ホームページの作成について

- (1)ホームページの作成時には、公的な機関を代表した教育目的での情報発信であることを十分認識し、内容を決定する。
- (2)掲載する情報は、著作権に配慮する。
- (3)管理者は、運用者により新規に作成されたページが、公開範囲に相応しい内容や条件を揃えているか判断し、判断結果を運用者に伝える。
- (4)本規定に沿わない内容、誤った内容が発信された場合、管理者及び運用者は、速やかに発信内容を訂正・削除する。

6. 児童写真・作品等の掲載についての留意事項

- (1)個人を特定できるような掲載はしない。
- (2)個人の名誉を傷つけるような掲載はしない。
- (3)内容の説明、誤字の修正等は、児童の作品の内容を変更しない範囲で行う。
- (4)保護者に文書で掲載許可を確認し、相談が必要ならば、担任は保護者と相談する。

7. 転載について

- (1)当サイト内のページ若しくはページの一部、画像等の無断転載及び、無断複製は認めない。
- (2)当サイトへのリンクの設置に問題がある場合は、リンクの削除若しくはリンクページの変更を要請する場合がある。

8. ガイドラインの訂正について

迅速性を重視し、本ガイドラインは、管理者及び運用者の承認があればいつでも改訂できる。

(2012/03/28)